改正後

（陸揚局における異常又は不審な事象の報告）

第八条　法第四条ただし書の許可を受けた者のうち、その者の当該許可に係る有線電気通信設備（電気通信事業者がその一部を電気通信事業の用に供するものに限る。以下「本邦外設置有線電気通信設備」という。）の数（本邦内の陸揚地点が二以上である本邦外設置有線電気通信設備については、当該陸揚地点の数をその本邦外設置有線電気通信設備の数とする。）の本邦外設置有線電気通信設備の数の総数に対する割合が十分の一以上であるものとして総務大臣が指定するもの（以下「指定本邦外設置有線電気通信設備設置者」という。）は、その本邦外設置有線電気通信設備の本邦内の陸揚局における異常又は不審と認められる事象が生じたときは、速やかにその発生日時及び場所、概要、原因、措置模様その他参考になる事項について適当な方法により総務大臣に報告するとともに、その事象の発生を知つた日から三十日以内に別紙様式第九により総務大臣に報告しなければならない。

2　総務大臣は、指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について前項の規定による指定の事由がなくなつたと認めるときは、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者について同項の規定による指定を解除するものとする。

3　総務大臣は、第一項の規定により指定をしたとき又は前項の規定により指定を解除したときには、当該指定本邦外設置有線電気通信設備設置者にその旨を通知するものとする。

第九条　［略］

第九条の二　［略］

（検査職員の証明書）

第十条　法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第十のとおりとする。

第十一条　［略］

第十二条　［略］

（調書）

第十三条　［略］

［2　略］

3　審査請求人又はその代理人は、電子メールの送信その他の方法により提供された当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

第十四条　［略］

別紙様式第七（第７条関係）

本邦外設置事項書

［1　略］

2　設備の使用の態様

［削る］

(1)　設備の設置の場所

(2)　総延長

(3)　電気通信事業の用に供する場合にあつては、当該電気通信事業の用に供する電気通信回線設備の回線容量（総容量及び設置者等が保有する容量）

(4)　電気通信事業の用に供する場合にあつては、陸揚局の所有者及び管理者並びに陸揚局の管理の状況

(5)　陸揚局に接続される電気通信設備の設置者、概要及び設置の場所等

改正前

［新設］

第八条　［同上］

第八条の二　［同上］

（検査職員の証明書）

第九条　法第六条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書の様式は、別紙様式第九のとおりとする。

第十条　［同上］

第十一条　［同上］

（調書）

第十二条　［同上］

［2　同上］

3　審査請求人又はその代理人は、当該事案の調書を閲覧することができる。行政不服審査法第十三条第一項の規定により審理員の許可を得た者及び前条第三項の規定により審理員の許可を得た者並びにこれらの代理人も同様とする。

第十三条　［同上］

別紙様式第七（第７条関係）

本邦外設置事項書

［1　同左］

2　設備の使用の態様

注　陸揚局に接続される電気通信設備がある場合は、当該設備の設置者、概要、設置の場所等を記入すること。

［新設］